

公立大学法人名桜大学職員人事調整委員会規程

(平成22年4月1日制定)

(設置)

第1条 公立大学法人名桜大学（以下「法人」という。）に、職員の採用及び昇任等の職員人事を円滑に行うため、公立大学法人名桜大学職員人事調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(調整事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調整する。

- (1) 職員の採用、昇任等の職員人事の必要性に関すること。
- (2) 職員人事の実施時期及び方法に関すること。
- (3) 職員の定員及びその運用に関すること。
- (4) その他職員人事に関すること。

2 前項各号に係る事項について、事務職員にあつては部長以上とする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) 学長
- (3) 副学長
- (4) 学群長、学部長及び機構長
- (5) 研究科長
- (6) 学系長及び学科長
- (7) 理事長が推薦する学外理事1人
- (8) 事務局長
- (9) 総務企画部長、財務部長、教務部長及び学生部長

(委員の任期)

第4条 前条第7号に掲げる委員の任期は2年とし、理事長が任命する。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課で処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

2 この規程の改廃は、委員会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月30日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月24日から施行する。

附 則（平成25年4月24日）

この規程は、平成25年4月24日から施行する。

附 則（平成27年4月20日）

この規程は、平成27年4月20日から施行する。